３-02．燃料横転クレーンにおける燃料押込み中の燃料集合体の引っかかり

事象の概要	
(1)発生場所：機器	前処理建屋：燃料横転クレーン
(2)設備の概要	使用済燃料受入れ･貯蔵建屋から搬送してきた燃料集合体を横向きにし、せん断機へ挿入する設備。
(3)発生の状況	燃料横転クレーンの運転中
(4)概要	燃料横転クレーンでせん断機に燃料集合体を押込む際、せん断機挿入口に燃料集合体が引っかかり、燃料押込み荷重大となり燃料横転クレーンが自動停止。
(5)原因	運転を継続する中で偶発的に生じる燃料集合体の引っかかり。
事象による影響	
(1)工場外への影響	**工場外への影響は生じない。** 放射性物質を除去するフィルタ等を有する前処理建屋換気設備が稼働しているセル内での事象およびそれに伴う復旧作業であり、放射性物質の放出等の工場外への影響は生じない。なお、本事象は放射性物質の漏えいを伴うものではない。
(2)安全性への影響	**安全上の問題は生じない。** 燃料押込み荷重大により燃料横転クレーンの運転が自動停止したため、これ以上事象の進展はなく、安全上の問題は生じない。
(3)作業員への影響	**作業員への影響は生じない。** 燃料横転クレーン復旧作業は、セル外からの遠隔作業であり、作業員への影響は生じない。
(4)他工程への影響	**下流の工程の運転に影響が生じる。** 燃料横転クレーンの停止により、せん断機以降の工程の運転に影響が生じる。さらに下流の分離建屋以降の工程は、前処理建屋に設置されている一時的な貯留槽（計量後中間貯槽）の残液量で運転継続の可否を判断する。
対応の概要	1.燃料集合体を引き戻し、再度押込みを行う。 2.再度押込みによっても燃料集合体の引っかかりが解消されない場合、定められた操作手順に従って、燃料横転クレーンとせん断機挿入口のずれを確認し、燃料横転クレーンの位置を調整する。 3.燃料集合体の引っかかりが発生しないことを確認後、定められた操作手順に従い、運転を再開する。
公表区分	毎月集約して月１回公表（ホームページへ掲載）
連絡区分*	

トラブル情報			運転情報		
Ａ情報	Ｂ情報	Ｃ情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等

＊：『A情報』：安全協定報告事象等、または、それに準ずる事象、『B情報』：事象の進展または状況の変化によっては、安全協定報告対象になるおそれのある事象等、『C情報』：A、B情報に該当しない軽度な不具合、汚染等、特に連絡を要する事象

事象概要

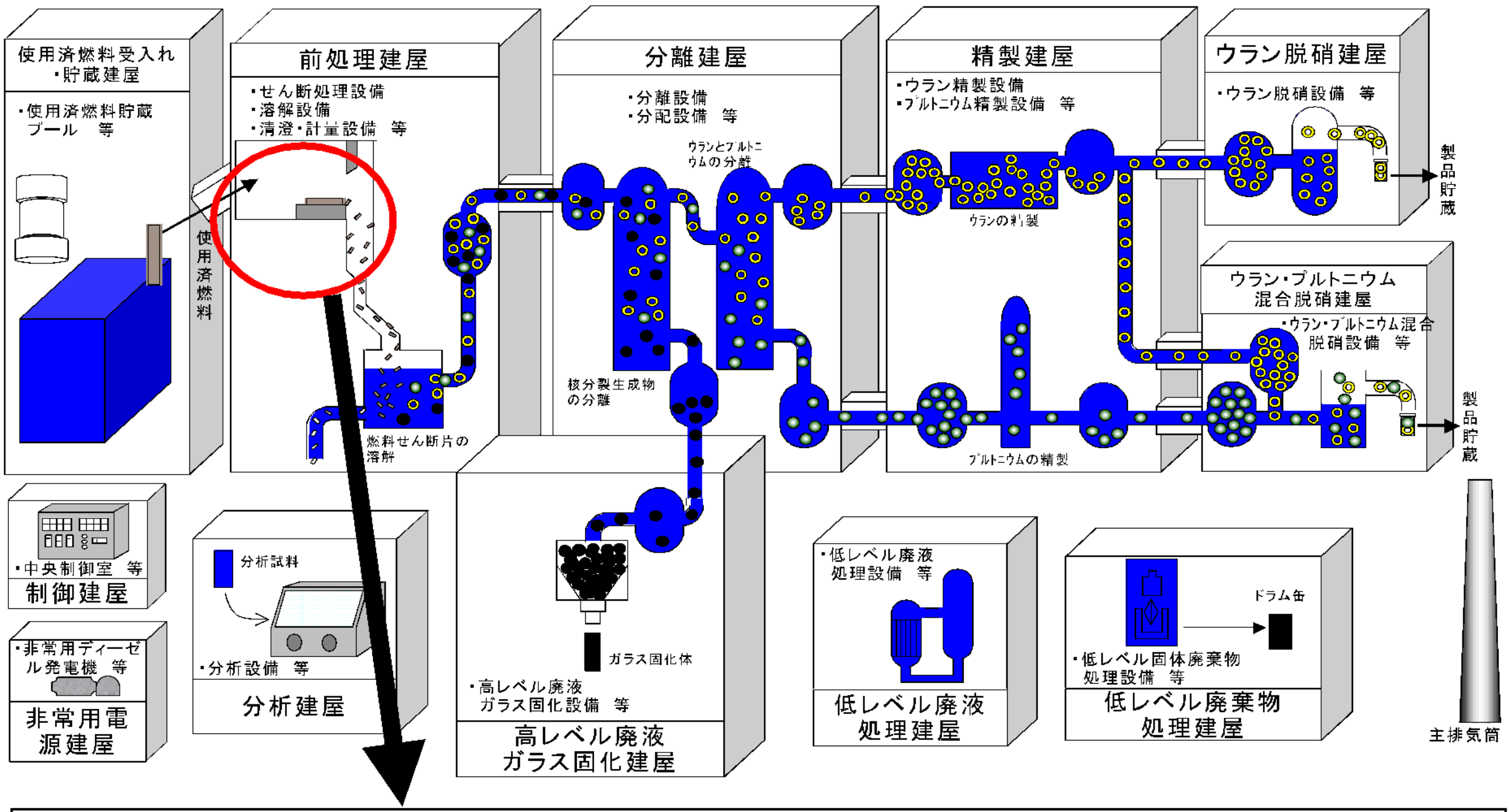

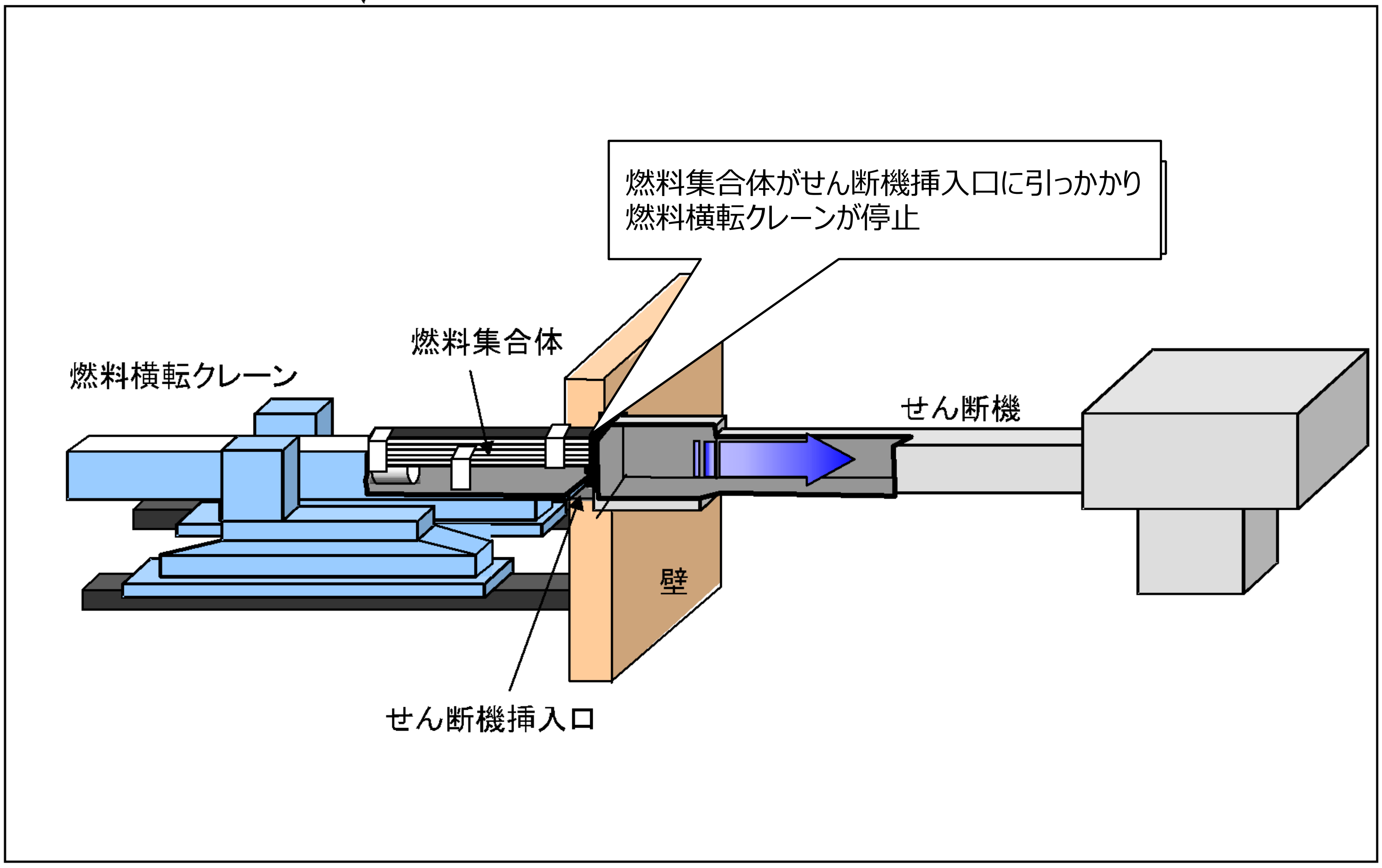

復旧方法
清掃や調整により復旧
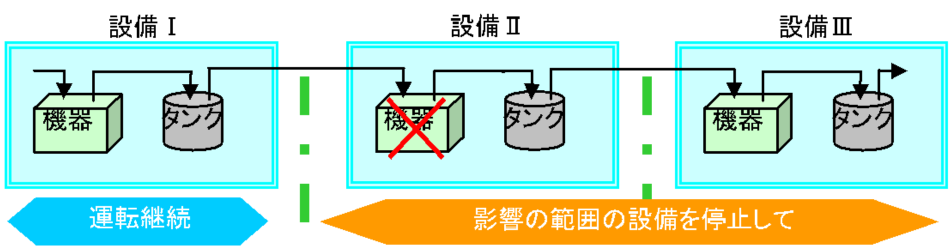
トラブル等に伴う設備への影響範囲
影響の範囲の設備を停止して復旧